

平成 3 年 5 月 1 8 日より一部改正。
平成 6 年 5 月 1 3 日より一部改正。
平成 7 年 5 月 1 3 日より一部改正。
平成 1 1 年 5 月 1 5 日より一部改正。
平成 1 4 年 5 月 1 6 日より一部改正。
平成 1 7 年 1 月 2 8 日より一部改正。
平成 2 0 年 5 月 1 3 日より一部改正。
平成 2 7 年 5 月 8 日より一部改正。
令和 元年 5 月 7 日より一部改正。

細 則

< 役員 の 選 出 等 >

1. 役員は会員の中から、推薦委員会において推薦され、総会の承認を得ます。
ただし、前役員会も必要に応じて役員候補選出のための推薦活動ができます。
2. 委員総会は、各委員会の委員長・副委員長を選出します。
また、役員に欠員が生じた場合は、補充役員を選出します。
3. 委員の補充については、各委員会の実状に応じて、新たに委員を補充することができます。
4. 地区委員会の委員数・地区割りは別表の通りとします。
5. 役員・委員の任期は1年とし、再任を妨げません。
6. 総会、委員総会、運営委員会、役員会は会長が召集します。
7. 各委員会の委員長・副委員長は、必要に応じ役員会に出席するものとします。
8. 青少年対策地区委員会の委員は、地区委員が担当します。
9. 特別支援学級は、必要に応じて選出します。

< 弔 慰 >

1. 弔慰金は、一件5,000円とし、会員及び生徒の不幸が発生した際に支出します。
2. 非常時、災害時などの見舞いについては、役員会で決定し、運営委員会に報告します。